



Title	近世ドイツ帝国国制に関する一考察
Author(s)	山本, 文彦
Citation	北海道大學文學部紀要, 48(2), 79-114
Issue Date	1999-11-30
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/33749">http://hdl.handle.net/2115/33749</a>
Type	bulletin (article)
File Information	48(2)_PR79-114.pdf



[Instructions for use](#)

## 近世ドイツ帝国国制に関する一考察

山 本 文 彦

近世における神聖ローマ帝国（以下帝国）国制に関して、ここ三〇年程の期間において新しい見解が提示され、多くの研究成果が発表されている。<sup>①</sup>この帝国史研究の中で、P・モラーフとV・プレスが、重要な役割を果たしてきたことについては改めて言うまでもないが、近世に関しては、とりわけプレスが述べた「政治システムとしての帝国」<sup>②</sup>が大きな影響を及ぼしている。皇帝の宮廷をシステムの中心と捉え、皇帝と取り結ばれる様々な保護・庇護関係というアルカイックでインフォーマルな関係を重視するこのプレスの考え方は、近世の帝国を長期的視野で考察する上で重要な指針となるべきものであった。帝国内の様々な事象を関係論的に考察することによって、近世帝国国制を把握しようとするこのプレスの考察方法は大変に示唆に富むものであるが、その際プレス自身は、皇帝（権）の問題を中

心に検討を進めたことの帰結として、帝国等族の側の問題がやや手薄とならざるをえなかつた。この分野において近年特に注目する見解を提示しているのが、ゲオルク・シュミットである。中小規模の帝国等族である伯や都市をこれまで考察の対象としてきたシュミットは、ここ数年の論文において、帝国へのこのような帝国等族の統合の問題を扱っている。そこで以下においては、シュミットの立論において重要と思われる宗派化 (Konfessionalisierung) と統合 (Integration) の問題を紹介したいと思う。

本稿は、このシュミットの見解を紹介することにより、今後、近世帝国国制を考察する上で重要と思われる点を指摘し、試論的な展望を示すことを目的とする。

## (一)

まず、一九九四年に発表された論文「統合と宗派化——一六世紀ドイツにおけるヴェザー川とエムス川の間の地域」を中心に、宗派化の問題をシュミットがどのように理解しているのかを見てみたいと思う。まずシュミットの主張の骨子をごく簡単に紹介する。

一五五五年のアウクスブルク帝国議会の帝国最終決定は、宗教平和および帝国執行令を含むものであつたが、これらの諸規定は、帝国等族が公権的な構造をもつことを前提とするともに、帝国クライスの中で機能を分担することができることを前提とした。それ故、帝国等族は自らの支配地域を領邦国家的に作り上げるとともに、帝国クライスの中に自らを組み込まねばならなかつた。すなわち一五五五年の体制は、帝国等族に安全の保障を与え、その存在に

帝国法上の正当性を与える一方で、帝国等族の支配が国家ないしは国家類似のレベルにあることを前提としたのである。このため帝国等族はこの安全保障の体制の中に入るためには、国家化、すなわち国家的な統一化政策を推進することを余儀なくされることとなった。しかしながらこのような政策の実施に対しては、その領内からの抵抗の可能性が大きかった。旧き権利を持つ者たちの権利に抵触することになるからである。国家化なくしては帝国の構成員として生き残ることはできず、しかし国家化政策を推進すると、その内部において抵抗が生じることが想定され、帝国等族、とりわけ弱小帝国等族はここにおいて深刻なジレンマに陥ることとなる。このジレンマを解消する効果的な方法が、首尾一貫した宗派化政策の推進であった。こうして信仰上の諸問題と支配の強化の結び付きが、一五六〇年代から顕在化する。さらに、一六世紀末の多額に及んだ対トルコ戦争援助が、弱小帝国等族を脅かすこととなる。帝国の構成員として対トルコ戦争援助を提供する義務を帯びていた彼らは、それに必要な金銭を領内から税の徴収によって準備しなければならなかった。しかし度重なる税の徴収は、農民たちの反抗を呼び起こす可能性があり、このような反抗を抑止し、なおかつ支配権の強化をはかることがこの時期の弱小帝国等族にとって、最重要な問題であった。このような理解を示した上で、シュミットはヴェザーとエムス川に挟まれた北西ドイツの状況をその具体的例として提示するのである。

この地域は有力な帝国等族に欠け、中小の帝国等族が割拠している。すぐ西隣にはネーデルラントがあり、周知のようにネーデルラントは、この時期スペインとの間で独立闘争を展開しており、帝国から離脱した地域である。また東には、ブラウンシュヴァイク公家の諸領が広がっていた。このヴェルフェン家の公家は、北西ドイツにおける最有力等族であり、いわゆる領邦国家化政策をこの地域で推進していた帝国等族である。そして南側にはやはり有力帝国

等族のヘッセン方伯が、またやがてバイエルン大公家の出身者が代々の大司教を占めることとなるケルン大司教領が点在してた。帝国クライスではこの地域はヴェストファーレン・ニーダーライン・クライスに属していた。

このような地域に所在するいくつかの伯の一六世紀後半の宗派化政策を具体的に検討し、シュミットは次の二点を指摘している。第一に、宗派化政策により、近隣の有力な帝国等族と宗派によるネットワークに組み込まれることが可能となったことである。ルター派では、ヴェルフエン家がルター派であり、その政策上の援助を受けることが可能となり、カルヴァン派では、ナッサウ方伯のネットワークの中に組み込まれることとなった。このようなネットワークの中で、例えば婚姻関係などにより、人的な関係が強化されるとともに、その宗派化政策において様々な分野での援助が期待できた。第二に、宗派化政策の一貫した実施により、領内の人々（平民）を規律化することである。これにより例えば、領主に税を納めることに抵抗しない平民を作り上げることが可能となっていく。このために特に重要となったのが、学校教育であった。また、教会による様々な祭礼・ミサの様式の統一、またその教義によって自己規律化した人々が誕生することになる。このような学校教育・教会統治を通じて、領内の支配の統一化という政治的目標を達成する道が開かれ、平民からの税の確保さらに有能な官僚層の創出という形でそれは具体的な姿をとることとなる。

このように宗派化は、特に弱小帝国等族の支配の国家化を推進するとともに、彼ら帝国等族は帝国クライスの構成員として、その所属クライスの活動を支えることとなる。帝国クライスの活動の背景には、このような宗派化政策の推進があるのであり、宗派化が帝国国制を維持する上で積極的な役割を果たしたとシュミットは考えるのである。

このようなシュミットの見解は、色々な意味で興味深く魅力的ではあるが、多少解説を付け加える必要があるよう

に思われる。それは一五五五年のアウクスブルクの帝国最終決定、特に宗教平和と帝国執行令の理解に關してである。シュミットは論文の各所でアウクスブルクの体制が帝国等族、特に弱小帝国等族に平和と安全の保障を与えたことを強調している。その際、具体的に帝国最終決定のどの部分を指しているのか、具体的に触れられていない。したがってこの兩条文の紹介も兼ねて、実際に条文に当たって確認しておきたいと思う。

宗教平和と一般に呼ばれるこの規定は、帝国最終決定の第七文節から第三〇文節の部分である。<sup>5)</sup> その中でまず第一四文節は、帝国等族は他の帝国等族の権利を侵してはならないことを規定している。この部分はこれ以前しばしば公付されていた帝国ラント平和令の文面を踏襲しており、一般的な不法行為の禁止を規定している。第一五・一六文節はいわゆる宗派決定権を規定した部分と解釈されており、ルター派およびカトリックの宗教的・世俗的権利が保障された部分である。第一九文節では、ルター派の帝国等族による教会財産の没収の権利が認められた。一五五二年のパッサウ条約以前に没収されたものに限定されているが、ルター派の教会財産を承認したものである。第二三文節では、帝国等族間で宗派を強要してはならないことおよび他の等族の臣民に強要することを禁じている。これは実質的には第一五・一六文節の確認ではあるが、これにより弱小帝国等族も何ら強要されることはなく、宗派を決定することが認められたこととなる。第三一文節は、この平和を維持するための相互援助義務を課し、三二文節ではこの平和をめぐる訴訟は帝国最高法院に提出されることが規定されている。<sup>6)</sup> このような宗教平和により帝国等族は宗派決定権を承認されるとともに、宗派を巡る問題は帝国最高法院に訴えることができたのである。さらに教会財産の没収権が認められ、財政的な権利も手に入れている。宗教的な問題において、確かにこの宗教平和は帝国等族に帝国法的な保障を与えている。

次に、帝國執行令を見てみよう。<sup>(7)</sup>この帝國執行令は帝國最終決定の宗教平和に続いて第三一文節から一〇三文節の七三文節から成る。宗教平和のおよそ二倍の分量に当たり、全部で一四四文節からなる帝國最終決定の半分程を占めている。この執行令の前半部分は、もっぱらこの当時の紛争当事者であつた傭兵への対処を規定している。この部分において帝國等族は、それぞれの領地においてこれらの傭兵の暴動に対処することが義務づけられている。後半部分では帝國クライスの組織化が規定されている。帝國等族はクライスに属することが規定されるとともに、所属クライスにおいては共同の執行のために援助を提供することを義務づけられている。また、クライス内にはクライス長官および身分別に補佐官を選ぶことが定められている。シュミットは前述の論文の中で、リートベルク伯ヨハンの掠奪行為に対する一五五七年のヴェストファーレン・クライスの執行軍について言及している。<sup>(8)</sup>このクライス軍の前にヨハンが降伏したことにより、当該地域の帝國等族は、クライスがこの平和の分野において実際に有効に機能することを目的の当たりにし、クライスが平和・安全の保障を實際に提供することができる組織であることが判明したことを指摘している。地理的にも皇帝の保護からすでに離れていたこの北西ドイツ地域の帝國等族は、この帝國クライスの中に新たな保護を見いだしたのである。またシュミットは、一五五五年の体制は、帝國等族に領域支配の明白なしるしを与え、これにより帝國等族は、国家的な統一化政策を実現していくことを述べている。この領域支配の明白なしるしとは何を指すのか、あるいはシュミットが各所で言うところの公権的な構造をもつことを前提としたというのは具体的に何を言っているのか。これに直接該当すると思われるのが、第八二文節である。これはクライスの執行のために帝國等族に援助提供の義務を規定した部分であるが、次のような内容である。「それぞれの等族が公権(Ortsrecht)を持つべきであり、聖職者であれ俗人であれ、また特免を持つ者であれそうでない者であれ、また自由人であれ非自由

人であれ、その臣民 (Untertanen) に税 (Steuer) を課すことができる。この要求に対して臣民は従うことが義務づけられ、不服従な者は帝国最高法院に訴えられる。ここにおいてはつきりと臣民への課税権が保証されており、その上あらゆる特免等を度外視することが認められている。これにより帝国等族は公権を持つことそして臣民にその身分、特権の存在に関係なく課税することを帝国法的に認められたことになる。ここで認められた権利をしかしながら弱小帝国等族である伯たちは直ちに行使することは困難であった。ここにおいて非常に効果的な手段を提供したのが、前述したように、宗派化政策であった。

このように一五五五年の体制の中にあれば、帝国等族はその宗派決定権および領域支配権を帝国法的に認められる一方で、クライスへの援助提供などこの体制の中で義務づけられた事柄を果たすことが要請され、もしそのような義務を果たすことができない場合、この体制の構成員の資格を失うこととなる。一五五五年以降ではまず、クライスへの援助提供が、さらにとりわけ一六世紀末以降再三にわたり決議された対トルコ戦争のための帝国援助の提供が、彼ら弱小帝国等族の帝国構成員としての試金石となったと言ふことができる。これらの義務を果たすことができない場合、その帝国等族はその資格を事実上失わざるを得ない。こうして弱小帝国等族は、近隣の有力帝国等族の進出・領邦等族化の動きを阻止し、自らの自由を守る一方で、農民たちの蜂起を防ぎ、彼らから税を取り立てていかねばならなかったのである。



(11)

次に一九九六年発表の論文「近代の始まりにおけるドイツ——ライヒと文化国民？」を参照しながら、ドイツという国あるいはドイツ国民というまとまりについてシュミットの考え方を整理してみたいと思う。<sup>9)</sup>一六世紀後半においては、宗派化政策が特に弱小帝国等族に帝国構成員として生き残るための重要な手段を提供し、その結果、帝国は宗派化によって分断されたのではなく、むしろ宗派の相違を超えて全体のまとまりを維持あるいは強化したというシュミットの考えを既に紹介したが、一体このようなまとまりをどのような言葉で表現することが可能なのか、またこのようなまとまりをどの点において確認することが可能かという問題に関して、シュミットの考え方を紹介したいと思う。つまり統合していくまとまりをどのような言葉で表現するか、そしてそのようなまとまりをどのレベルで確認することができるのかという問題、統合と国家性の問題である。

シュミットはこの論文の中で、「国家国民」(Staatsnation)と「文化国民」(Kulturnation)という言葉を用いて、まとまりと、それと関連させて「ドイツ国民」(deutsche Nation)、「Reichs-Staat」の問題を扱っている。シュミットによると、「ドイツ国民」という概念は、一五〇〇年頃には二つの意味で現れている。一つはドイツの帝国等族と関連した狭義の政治システムとしてである。これは中世の終わり頃において国家的な様相を呈し始めたもので、「Reichs-Staat」そして「国家国民」として理解されるものである。もう一つはゲルマン的な伝統の中に存在し、超国家的なドイツを示している。これは特に言語上の観点においてその範囲が規定されるようなまとまりである。シュミットは前

者の意味での「ドイツ国民」に言及していくのであるが、ここでシュミットの言う「Reichs-Staat」を以下においては、「ライヒ」と訳して使用していきたいと思う。それではこの「ライヒ」とは何か、以下シュミットの考えを紹介している。

「ドイツ国民」という概念は一五世紀に現れ、公会議や大学の Nation の発展形態として理解することが可能である。また同時期にフス派の攻撃、対トルコ戦争、フランスとの戦争などの対外的な問題が頻発したこともこの概念の誕生と密接に結びついている。このような中で一五世紀半ばに、帝国のドイツの部分の政治・支配的な団体に関する俗語的表現として「ドイツ国民」が使われ始め、これは皇帝サイドによつて政治的プロパガンダの中で利用されるにいたつた。対外防衛への帝国等族の動員などの際にこの言葉が多いに活用されたのである。このような「ドイツ国民」という言葉を帝国等族も使うことを受容したが、しかしながら彼らは皇帝サイドでの使い方とはやや異なつた意味をもつてこの言葉を利用する傾向を示している。帝国等族は「ドイツ国民」を政治的に一緒に行動し、帝国の負担を共に担うまとまりを指す言葉として用いたのである。またここにおいて注意すべきことは、帝国等族はこの「ドイツ国民」を帝国等族個々の支配の構造的な欠陥を埋め合わせるために必要なまとまりと理解し、「ドイツ国民」自体を強化することを目的とは決してしなかつたことである。

フランスやイギリスにおいては同じ頃、同じような状況の中で、国王を中心とした中央集権的な国家体制への移行、すなわち王国と Nation の一体化が進行していた一方で、ドイツにおいては、「ドイツ国民」という言葉の内容が皇帝の支配と必ずしも一致しないという状況にあつた。このような状況の背景としてシュミットは、ハプスブルク家の所領がドイツの中核地域ではなく、その周辺地域にあつたことを挙げている。そして一六世紀前半に皇帝カール五世に

よつて企てられ、短期間の間実現したハプスブルク家による帝国中核地域の所領の獲得、ヴェルテンベルク大公領の獲得という事実を指摘し、この所領の維持の失敗が、ハプスブルク家の帝国周辺性を確定したとする。この結果、ハプスブルク家の利害とドイツの利害が結局一致することにはならず、このことがドイツにおいてフランスやイギリスのような君主政を生み出さなかつた原因の一つとシュミットは指摘するのである。

ではこの「ドイツ国民」という言葉で、実際に地理的によどの範囲を考へることが可能なのか。この点にシュミットの発想の獨創性があると思われるが、その際シュミットは、次のような理解を背景において、「ドイツ国民」とは、帝国議會に出席する人々を指し、それはまた「国家国民」と呼ぶことができる。すなわち敢えて単純化すれば、「ドイツ国民」＝「国家国民」＝「ライヒ」である。このような「ライヒ」は一五〇〇年頃にはアルプスから中部山岳地帯までのいわゆる上部ドイツ (Oberdeutschland) と一致するという。「帝国議會での交渉に参加するということ」を基礎に考へるならば、この国家国民は上部ドイツの帝国等族、すなわちアルプスと中部山岳地帯の間の地域と広範に一致する」とシュミットは述べている。<sup>⑩</sup>これに関連するシュミットの言葉を少々追いかけておこう。「平和・法・防衛共同体としてドイツの国家国民は一六世紀の後半にいたるまで多かれ少なかれ上部ドイツに限定される。その共同体は帝国議會・ドイツに一致する。帝国議會に出席し、帝国の負担を担う者だけが、ドイツ国民の政治的統一体としてのライヒに属していた。」<sup>⑪</sup>

シュミットの言うこの「ライヒ」は一五四〇年頃から徐々に空間的に変化を見せ始める。一五〇〇年頃には上部ドイツに限定されていた「ライヒ」がこの頃から低地ドイツ (Niederdeutschland) に拡大していくのである。そのきっかけとなつたとシュミットが指摘するものが、シュマルカルデン同盟である。宗派を巡る問題は当時のあらゆる帝国

政策と関連しており、シュマルカルデン同盟に結集した福音派の低地ドイツの帝国等族は、宗派の問題を討議するために帝国議会に出席する必要に迫られるようになった。一五四〇年代においてシュマルカルデン同盟会議が帝国議会とほぼ同時に開催され、従来帝国議会にあまり出席しなかった低地ドイツの帝国等族が、この当時の帝国議会に出席しているという。また、このシュマルカルデン同盟には、低地ドイツの帝国等族とともに上部ドイツの福音派の帝国等族も参加しており、この同盟会議を通じて、彼らの間に共属意識が芽生えたこともシュミットは指摘する。そして既に述べたように、一五五五年の帝国最終決定は帝国等族の宗派決定権および支配権を認めまた保障した。このことにより「ライヒ」は低地ドイツへと一層広がりを見せることとなる。五五年の諸権利を享受することは「ライヒ」への参加を意味し、それはまた同時に、「ライヒ」の負担を担うことを意味するからである。「短期間に上部ドイツのライヒは低地ドイツに広がった。遅くとも三十年戦争までには政治的に共同で行動しそして負担を担う等族・国家的団体であるドイツ国民の神聖ローマ帝国は実際のところアルプスから北海とバルト海の海岸まで達した」とシュミットは述べるのである。

このような「ライヒ」は帝国等族の支配を補充する機能を有した。「ライヒ」はそれらと決して競合せず、「ライヒ」と帝国等族は相互補充の関係にあったとシュミットは強調する。その際注意すべきと思われる点は、帝国等族にとつて、このような「ライヒ」はあくまでも副次的な役割を与えられていたにすぎず、帝国等族がこのような「ライヒ」というまとまり自体を何らかの形で強化することを念頭においてははいないということである。あくまでも自らの支配構造の欠陥を補う存在として「ライヒ」を捉えていたのである。

このようなシュミットの考え方は大変に魅力的であり、相互補充原理という視点で「ライヒ」と領邦を考察するこ

とは、「ライヒ」の位置づけの評価に新たな道を開く可能性を秘めていると言えることができるかもしれない。しかしながらシュミットのこの立論の重要な柱となっている帝国議會出席者の問題を確認しておく必要があるように思われる。シュミットはこの帝国議會の出席者の拡大に触れている部分において、何ら具体的な事実を示していない。もちろん具体的な事実の把握の上にこのような論を展開しているのではあるが、念のため確認する作業は、この時代の帝国議會の研究がほとんどないわが国の研究状況においては無駄ではないであろう。また同時に、帝国議會に限らず他の帝国レベルの集会（帝国代表者會議・帝国クライス會議）の出席者をこのような観点から整理できるかどうか検証しておきたいと思う。以下においては、シュミットの紹介から離れ、一六世紀を中心とした帝国議會および帝国レベルの集会の出席状況について具体的に述べていくこととする。

### (三)

別表を参照しつつ、一六世紀の帝国レベルの三つの會議——帝国議會・帝国代表者會議・帝国クライス會議——に關して、その出席者の観点から考察していきたいと思う。

考察の前提として、帝国等族の実数を身分別に確認しておく必要がある。世俗化、領邦等族化、分割相続、家系断絶等により帝国等族の数は流動的ではあるが、しかし一五二二年の帝国台帳を基礎にして、台帳自体の誤りおよび一六世紀の事情等を考慮に入れ、一六世紀の帝国議會等の出席者を考察するために整理した数が次のようなものである。<sup>12)</sup> 選帝侯六、聖界諸侯四二、俗界諸侯三一、高位聖職者三四、伯・ヘル九四、帝国都市五六の総計二六三である。特に

聖職者身分においては世俗化がまさにこの時期に進行するために、聖界諸侯および高位聖職者の数は一六世紀の各時期によりかなり異なることが予想される。その時その時で身分別の総数を確定して考察すべきところではあるが、今回は前述の数字を基礎としたい。数字だけを見るならば、伯・ヘルおよび帝国都市が圧倒的に多いことが分かるが、伯・ヘルは帝国議会での意志決定に際して個人票ではなく集合票を行使するにすぎず、また帝国都市は独自の部会を形成したが、帝国議会内での地位は低かった<sup>13)</sup>。また、前述の数字を地理的に上部ドイツと低地ドイツに分けると次のようになる。(上が上部ドイツ、下が低地ドイツ) 聖界諸侯(二二・二〇) 俗界諸侯(一七・一四) 高位聖職者(二九・五) 伯・ヘル(六一・三三) 帝国都市(四八・八) 全体(二七七・八〇)<sup>14)</sup>。

表IはR・アウリンガーの研究に依拠して、一五二一から八二年までの二四回の帝国議会の出席者を身分別にまとめたものである<sup>15)</sup>。帝国議会展席者の総数はばらつきはあるものの、徐々に増加する傾向にあることを指摘することができるように思われる。身分別では選帝侯の出席状況の良さが注目される。ほぼ毎回全員出席である。選帝侯という高い身分は、このような高い出席率に裏づけされていたことが分かる。低地ドイツの等族の出席者に占める比率は、一五五〇年代以降はほぼ二〇%以上と言うことができる。しかしながら出席者数は、帝国議会毎にかなりばらつきがみられる。これは帝国議会の審議事項、当時の政治情勢あるいは皇帝臨席の有無等と密接に関連していると思われる。この点に関しては、それぞれの帝国議会を個別に検討する必要がある。なお、三二年から四一年までの一〇年間、帝国議会は開催されていない。これは三一年に成立したシュマルカルデン同盟の結果、国内で宗派による対立が激しくなり、帝国議会を開催することができない状況にいたった結果と言われている。

それぞれの帝国議会のばらつきが大きく傾向を読みにくいので、シュミットの見解を確かめるためにも、この二四

表 I

開催年	選帝侯	聖界諸侯	高 位 聖職者	俗界諸侯	伯・ヘル	帝国都市	合計	低地独諸 侯の比率
1521	6	17( 6)	14(0)	16( 5)	3( 0)	44(6)	100(17)	17.0
1524	6	14( 1)	14(0)	15( 3)	4( 0)	11(2)	64( 6)	9.4
1526	6	4( 0)	4(1)	12( 4)	0( 0)	17(5)	43(10)	23.2
1526	5	15( 4)	17(1)	17( 6)	4( 1)	33(5)	91(17)	18.7
1527	5	10( 5)	16(1)	11( 4)	0( 0)	25(4)	67(14)	20.9
1529	6	23( 6)	24(2)	15( 5)	2( 0)	30(6)	100(19)	19.0
1530	5	27(11)	23(3)	19( 6)	21(10)	32(5)	127(35)	27.6
1532	6	22( 6)	22(1)	17( 1)	24( 6)	28(3)	119(23)	19.3
1541	6	24( 7)	23(2)	20( 6)	23( 8)	44(4)	140(27)	19.3
1542	6	22( 7)	25(3)	20( 7)	37( 6)	44(6)	154(29)	18.8
1542	6	18( 5)	18(1)	13( 5)	34( 5)	22(1)	111(17)	15.3
1543	5	25( 7)	19(1)	17( 6)	35( 5)	24(1)	125(20)	16.0
1544	6	27(11)	25(3)	20( 7)	43(10)	42(5)	163(36)	22.1
1545	6	29(11)	23(3)	17( 6)	38( 9)	40(3)	153(32)	20.9
1548	6	33(14)	28(3)	17( 6)	38( 8)	40(7)	162(38)	23.5
1551	6	29(10)	30(3)	17( 7)	53(15)	49(7)	184(42)	22.8
1555	6	24(10)	24(2)	21( 6)	40(10)	46(4)	161(32)	19.9
1557	6	22( 7)	25(0)	23( 8)	30( 5)	42(3)	148(23)	15.5
1559	6	22( 7)	29(4)	20( 9)	48(12)	50(7)	175(39)	22.3
1566	6	28(11)	27(3)	23( 9)	49(13)	49(8)	182(44)	24.2
1567	6	12( 1)	19(0)	22( 6)	24( 3)	39(2)	122(12)	9.8
1570	6	27( 9)	27(4)	29(11)	51(14)	46(5)	186(43)	23.1
1576	6	29(11)	30(5)	28( 9)	50(15)	49(5)	192(45)	23.4
1582	6	30(12)	28(3)	29( 8)	49(12)	46(6)	188(41)	21.8
全体数	6	42(20)	34(5)	31(14)	94(33)	56(8)	263(80)	30.4

( ) 内の数字は低地ドイツの帝国等族の数

回を三期に分けてその傾向を確認してみよう。これが表IIで各期の出席率を示している。第一期は二一〜三二年で、シュミットが言っていた「ライヒ」が低地ドイツに拡大していく傾向を示す四〇年以前の帝国議会が八回。第二期は五五年のアウクスブルク帝国議会までの九回。第三期は五五年以降で七回である。低地ドイツの聖界諸侯を除いていづれの身分でも徐々に出席率が上昇していることが分かる。出席率の伸び具合という点では、伯・ヘルが目立つ。上部ドイツおよび低地ドイツともに、第一期ではほとんど出席していなかった状況が、第二期に急上昇し、第三期においてもその数字をほぼ保っている。シュミットが強調した弱小帝国等族の「ライヒ」への統合の様子が確かに確認できる数字と思われる。同様に低地ドイツの俗界諸侯の出席率も上昇の程度が大きい。しかし伯・ヘルとやや異なり第二期から第三期にかけての伸びが大きい。このようにシュミットが指摘するような出席率の上昇を確かに確認することができるが、しかし同時に上部ドイツの等族の方が各身分において常に出席率が高いことも分かる。また、低地ドイツの伯・ヘルの出席率が伸びたとはいえ、三割程度に過ぎず、他の身分と比べるとその低さが目立っている。

次に、シュマルカルデン同盟参加者と帝国議会との関係について見てみよう。シュミットに

表 II

	第1期	第2期	第3期
選帝侯	93.8	98.1	100
低地ドイツ 聖界諸侯	24.4	45.6	37.1
上部ドイツ 聖界諸侯	54.0	72.7	74.0
低地ドイツ 俗界諸侯	42.0	51.6	76.5
上部ドイツ 俗界諸侯	50.7	63.4	82.4
低地ドイツ 高位聖職者	22.5	46.7	54.3
上部ドイツ 高位聖職者	53.4	72.8	79.3
低地ドイツ 伯・ヘル	6.0	27.3	32.3
上部ドイツ 伯・ヘル	8.4	46.4	48.7
低地ドイツ 帝国都市	56.3	55.6	60.7
上部ドイツ 帝国都市	47.4	71.5	85.1



扱れば、シュマルカルデン同盟参加者は、宗派の問題を討議するために同時期の帝国議会にも出席するようになったということであった。一五四一年以降、同盟の解体までの期間に開催された六回の帝国議会の同盟参加者の出席率をまとめたのが、表IIIである<sup>(17)</sup>。表IIの第二期と比べると分かるように、低地ドイツの同盟参加者の帝国議会への出席状況は、同身分の他の帝国等族よりも良好であることが分かる<sup>(18)</sup>。シュミットの言うように、宗派問題を審議する必要上、同盟参加者が帝国議会に多く出席していたことが推測される<sup>(19)</sup>。また、シュマルカルデン同盟にはこの同盟会議以外に、上部ドイツ同盟都市会議と低地ドイツ福音派都市会議があった。いずれも同盟会議の未開催の時期にかなりの頻度で開催されている。都市会議という身分限定の会議である点さらに上部ドイツと低地ドイツに分かれていた点を見逃すべきではない。

このように帝国議会の出席状況は確かにシュミットの指摘を裏付けるものであったが、以下においては一五五五年帝国執行令によって体制を整えた帝国代表者会議と帝国クライス会議を出席者の観点から整理してみたいと思う。帝国代表者会議の構成員を示すのが、表IV（Aは身分別、Bはクライス別）であり、表Vは一五五五年以降一六〇〇年までの帝国代表者会議の出席者一覧である。表VIは帝国代表者会議構成員の二五五五年以降の帝国議会出席率一覧であり、表VIIは帝国クライス会議出席者一覧（Aは身分別、Bはクライス別）である<sup>(20)</sup>。

帝国代表者会議（Reichsdeputationstag）は、一五五五年の帝国執行令によってその任務および構成員等が規定された<sup>(21)</sup>。構成員として、一六名の帝国等族の名前が具体的に記され、さらに一五七〇年のシュパイアー帝国議会は新たな

表III

身分	出席率
選帝侯	83.3
低地ドイツ俗界諸侯	69.4
上部ドイツ俗界諸侯	83.3
低地ドイツ伯・ヘル	56.7
低地ドイツ帝国都市	50
上部ドイツ帝国都市	70.8

に四名を追加した<sup>(23)</sup>。これにより二〇名の構成員が確定する。身分別に見ると(表Ⅳ-A)、選帝侯が全員であり、諸侯では聖俗でそれぞれ五名とバランスがとれている。この選帝侯と諸侯を合わせると一六名となり、全体の八割を占める。任務は執行令によれば、一定以上の規模の平和破壊事件への対応を協議することにあつたが、その時々々の帝国議

表Ⅳ-A

身分	1555年時の構成員	1570年加入
選帝侯	Ebf. Mainz Ebf. Köln Ebf. Trier Hz. Sachsen Pfgf. Rhein Mkgf. Brandenburg	—
聖界諸侯	Österreich Bf. Würzburg Bf. Münster	Burgund Bf. Konstanz
俗界諸侯	Hz. Bayern Hz. Jülich Lgf. Hessen	Hz. Braunschweig Hz. Pommern
高位聖職者	Abt Weingarten	—
伯・ヘル	Gf. Fürstenberg	—
帝国都市	Nürnberg Köln	—

表Ⅳ-B

クライス	1555年時の構成員	1570年加入
オーストリア	Ehz. Österreich	—
ブルグント		Burgund
クールライン	Ebf. Mainz Ebf. Trier Ebf. Köln Pfgf. Rhein	—
オーバーザクセン	Hz. Sachsen Mkgf. Brandenburg	Hz. Pommern
フランケン	Bf. Würzburg Stadt Nürnberg	—
バイエルン	Hz. Bayern	—
シュヴァーベン	Abt. Weingarten Gf. Fürstenberg	Bf. Konstanz
オーバーライン	Lgf. Hessen	—
ヴェストファーレン	Bf. Münster Hz. Jülich Stadt Köln	—
ニーダーザクセン	—	Hz. Braunschweig

表 V

	1564	1569	1571	1577	1578	1583	1586	1590	1595	1600
Kurmainz	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
Kurtrier	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
Kurköln	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
Pfgf. Rhein	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
Kursachsen	+	+	+	+	+	-	+	+	+	+
Kurbrandenburg	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
Ehz. Österreich	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
Burgund	/	/	+	+	+	-	+	+	+	+
Bf. Würzburg	+	+	+	+	+	-	+	+	+	+
Bf. Konstanz	/	/	+	+	+	+	+	+	+	+
Bf. Münster	+	+	+	+	-	+	+	+	+	+
Hz. Bayern	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
Hz. Jülich	+	+	+	+	-	+	+	+	+	+
Hz. Braunschweig	/	/	+	+	-	+	+	+	+	+
Hz. Pommern	/	/	+	+	+	+	+	-	+	+
Lgf. Hessen	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
Abt Weingarten	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
Gf. Fürstenberg	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
Nürnberg	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+
Köln	+	+	+	+	+	+	+	+	+	+

+は出席、-は欠席

会から特定の議題が代表者会議に移されることもあり、代表者会議の実際の任務は執行令の規定よりも広いと考えべきであろう。召集権および議長職はマインツ選帝侯が有したが、皇帝は常に全権代理人を派遣していた。<sup>(2)</sup>

このような帝国代表者会議は、表 V にあるように、一五五五年から一六〇〇年の期間に一〇回開催されている。同時期の帝国議会の開催数九回よりも多く、この当時最も頻繁に開催されていた帝国レベルの会議とすることができらるであろう。出席状況は同時期の帝国議会と比べると大変に良好で、一〇回の開催の中で欠席は七例のみであった。しかしながらここで注意すべきことは、帝国代表者会議の出席者は、そ

のほとんどが代理人であったことである。代理人出席の増加傾向を当時の帝国議会にも確かに指摘することができるが、しかしながら代表者会議ほどではない。帝国議会が審議の場であるとともに、本来、交流や儀式の場という一面を持っていた一方で、代表者会議は、このような代理人出席の常態化からみて、専ら審議の場であり、特定の問題を審議する実務者会議という性格をもっていたと考えることができる。<sup>(25)</sup>この点は帝国議会と他の帝国レベルの会議の質的相違を考える上で重要であろう。また、このような代表者会議構成員の同時期の帝国議会への出席状況を整理したものが表VIである。表IIの第三期と比べてみても、全体として出席率の高さを指摘することができる。四名を除く一六名は、一五五五年以降全ての帝国議会に出席している。

もう一つの帝国クライス会議(Reichskreistag)は、一五五五年以降五回開催されている。この五回の開催のうち四回は帝国台帳修正のために開催されたものであり、一五六七年八月にエアフルトで開催されたものだけが一般帝国クライス会議とみなされている。一五二一年に作成された帝国台帳の修正協議は、帝国議会とともにこのようなクライスからの代表者による会議に委ねられていた。<sup>(26)</sup>また六七年の一般帝国クライス会議もこの台帳修正問題と密接に結びついている。

表VI

	出席回数	出席率
Kurmainz	7	100
Kurtrier	7	100
Kurköln	7	100
Pfgr. Rhein	7	100
Kursachsen	7	100
Kurbrandenburg	7	100
Ehz. Österreich	7	100
Burgund	6	85.7
Bf. Würzburg	7	100
Bf. Konstanz	7	100
Bf. Münster	4	57.1
Hz. Bayern	7	100
Hz. Jülich	7	100
Hz. Braunschweig	6	85.7
Hz. Pommern	7	100
Lgf. Hessen	7	100
Abt Weingarten	7	100
Gf. Fürstenberg	7	100
Nürnberg	7	100
Köln	5	71.4

六四年に行われた執行費用の割り振り方をめぐって、六七年五月の帝国議会が台帳に基づく詳細な割り振りの決定をクライスの代表からなる帝国クライス会議に委ねたのであった。<sup>27</sup>このように帝国台帳に関係する問題は、クライスの代表による帝国クライス会議に委ねられる傾向にあったことを指摘することができるように思われる。しかしながら先に述べた帝国代表者会議とは異なり、帝国クライス会議は帝国法的な裏付けを持たず、また帝国クライス会議の出席者も法的に確定しているわけではなかった。六七年の一般帝国クライス会議においては、直前の帝国議会により、クライスは事前にクライス会議を開催し、この執行費用の割り振りについて協議するとともに、会議への出席者としてクライス長官・補佐官あるいはその代理人でこの件に精通している顧問官が求められている。<sup>28</sup>このように帝国クライス会議の出席者に関しては確かに法的な規定はなかったものの、しかし実際の出席者を見ると(表VII—B)、聖俗の公示事項担当の諸侯およびクライス長官などの役職にある者が出席していたことが分かる。<sup>29</sup>

身分別に見ると(表VII—A)帝国代表者会議と同様に、選帝侯と諸侯の占める比率が高いことに気付くであろう。また聖俗諸侯の人数比もほぼバランスがとれている。クライス別(表VII—B)では台帳修正会議では各クライスから二名ずつで、多くの場合聖俗各一名である。六七年の一般帝国クライス会議は人数から見ても

表VII—A

	1557(M)	1567(M)	1567(A)	1571(M)	1577(M)
選帝侯	2	2	6	4	4
聖界諸侯	5	5	9	5	5
俗界諸侯	4	5	11	5	5
高位聖職者	0	1	1	0	0
伯・ヘル	0	0	4	0	0
帝国都市	1	1	3	2	2
計	12	14	34	16	16

(M)は帝国台帳修正クライス会議、(A)は一般帝国クライス会議

表Ⅶ-B

クライス	1557 (M)	1567 (M)	1567 (A)	1571 (M)	1577 (M)
オーストリア	—	—	Österreich	—	—
ブルグント	—	—	—	—	—
クール ライン	—	Kurmainz Kurpfalz	Kurmainz Kurtrier Kurköln Kurpfalz	Kurmainz Kurpfalz	Kurmainz Kurpfalz
オーバー ザクセン	Kursachsen Kurbrandenburg	—	Kursachsen Kurbrandenburg Hz. Sachsen Hz. Pommern	Kursachsen Kurbrandenburg	Kursachsen Kurbrandenburg
フランケン	Bf. Bamberg Brandenburg- Ansbach	Bf. Würzburg Brandenburg- Ansbach	Bf. Würzburg Stadt Nürnberg	Bf. Würzburg Brandenburg- Ansbach	Bf. Würzburg Brandenburg- Ansbach
バイエルン	—	Bf. Passau Hz. Bayern	Hz. Bayern Ebf. Salzburg Pfalz-Neuburg	Ebf. Salzburg Hz. Bayern	Ebf. Salzburg Hz. Bayern
シュヴァー ベン	Bf. Augsburg Hz. Württemberg	Mgf. Baden Abt Weingarten	Hz. Württemberg Bf. Augsburg Gf. Fürstenberg	Hz. Württemberg Stadt Ulm	Hz. Württemberg Stadt Ulm
オーバー ライン	Bf. Speyer Pfalz-Simmern	Bf. Worms Pfalz-Simmern	Gf. Solms Pfalz-Simmern Stadt Strassburg	Bf. Worms Pfalz-Simmern	Bf. Worms Pfalz-Simmern
ヴェスト ファーレン	Bf. Münster Hz. Jülich- Kleve	Bf. Münster Hz. Jülich- Kleve	Hz. Jülich- Kleve Bf. Münster Bf. Paderborn Abt Stablo Gf. Nassau Stadt Köln	Bf. Münster Hz. Jülich- Kleve	Bf. Münster Hz. Jülich- Kleve
ニーダー ザクセン	Ebf. Magdeburg Stadt Nordhausen	Ebf. Magdeburg Stadt Nordhausen	Ebf. Magdeburg Ebf. Bremen Hz. Braunschweig- Lüneburg Hz. Mecklenburg Hz. Schleswig	Ebf. Magdeburg Stadt Nordhausen	Ebf. Magdeburg Stadt Nordhausen

他の帝国クライス会議とは規模が異なることが分かるが、クライスからの出席者の数はややばらつきが見られる。また帝国代表者会議と同様に、代理人による出席がほとんどであり、本人出席は僅かである。六七年の一般帝国クライス会議には、帝国代表者会議と同様に、皇帝の全権代理人が出席している。

以上のような一六世紀後半の帝国代表者会議と帝国クライス会議の出席者をあわせて考えてみたいと思う。帝国代表者会議の構成員で帝国クライス会議に全く出席していない者は三名（ブルグント・コンスタンツ司教・ヘッセン方伯）であり、残りの一七名は両方の会議に出席している。一方、帝国クライス会議の実質出席者数は四〇名、出席回数が一回のみの者は二三名で、残りの一七名は複数回出席している。この一七名のうちで帝国代表者会議構成員は八名である。また、帝国クライス会議のみ出席の二三名の同時期（表II第三期）の帝国議会出席回数と出席率を整理したものが表VIIIである。表VIと比べてみると、帝国クライス会議出席者の方が帝国議会の出席率がやや低く、帝国クライス会議に一回のみの出席者の帝国

表VIII

	出席回数	出席率
Ebf. Salzburg*	7	100
Ebf. Magdeburg*	2	28.6
Ebf. Bremen	5	71.4
Bf. Bamberg	7	100
Bf. Passau	7	100
Bf. Speyer	7	100
Bf. Worms*	7	100
Bf. Augsburg*	7	100
Bf. Paderborn	3	42.9
H. Sachsen	6	85.7
Mkgf. Brandenburg-Ansbach*	7	100
Pfalz-Neuburg	6	85.7
H. Württemberg*	7	100
Mkgf. Baden	6	85.7
Pfalz-Simmern*	3	42.9
H. Mecklenburg	5	71.4
H. Schleswig	1	14.3
Abt. Stablo	1	14.3
Gf. Solms	6	85.7
Gf. Nassau	6	85.7
Strassburg	7	100
Ulm*	7	100
Nordhausen*	4	57.1

\*は帝国クライス会議複数回出席者

議会展席率はさらに低くなる傾向を指摘することができる。また、帝国クライス会議ではブルグント・クライスが一貫して出席しておらず、ハプスブルク家の影響力という点では、帝国クライス会議は帝国代表者会議よりも弱いと言(註)うことができる。

帝国代表者会議と帝国クライス会議の実質合計出席者数は四三名で、身分別に整理すると選帝侯六名、聖界諸侯一四名、俗界諸侯一三名、高位聖職者二名、伯・ヘル三名、帝国都市五名で、選帝侯と諸侯で三三名、七六・七％の比率となる。また、帝国クライス会議複数回出席者と帝国代表者会議構成員の実質合計数は二九名で、選帝侯六名、聖界諸侯九名、俗界諸侯八名、高位聖職者一名、伯・ヘル一名、帝国都市四名で、選帝侯と諸侯で二三名、七九・三％の比率である。

このような整理と帝国議会の出席状況をあわせて考えると、一六世紀後半の「ライヒ」にあつては、その中心的な構成員として帝国代表者会議および帝国クライス会議に出席した約三〇から四〇名程の帝国等族を想定することが可能かもしれない。彼らは一六世紀後半の帝国レベルの集会にほぼ全て出席していたのである。また、この中心的な構成員の中で選帝侯と諸侯は八割近くを占めている。(註)

#### (四)

最後にシュミットの見解に関してごく簡単にコメントを付けると共に、今後、近世帝国国制を考察する上で重要と思われる点を指摘してみたいと思う。



シュミットは「ライヒ」への統合という問題を帝国議会議会出席状況を判断材料として、一六世紀半ば以降、低地ドイツの帝国等族が帝国議会議会に出席するようになるという事実をもとに、「ライヒ」が宗教改革の結果、低地ドイツまで拡大し、北海・バルト海沿岸まで及んだことを述べた。このシュミットの指摘は、「ライヒ」を空間的に把握するとともに、宗教改革を「ライヒ」への統合をもたらしたものと理解する新しさを持っている。この点は後に述べるように、「ライヒ」の展開を一五世紀初頭の帝国改造を起点として、帝国の終焉まで概観する上で参考になる。

また、シュミットが重視した帝国議会議会出席状況を身分別に整理してみると、選帝侯および諸侯の出席率の高さが目立つ。確かに伯・ヘルの出席率も向上しているが、しかし低地ドイツで三割強、上部ドイツでも五割弱に留まっている。このような出席状況と同時期の帝国代表者会議および帝国クライス会議の出席状況をあわせて考えてみると、具体的に三〇から四〇名程度の帝国等族を一六世紀後半の「ライヒ」の中心的な構成員と指摘することができそうである。彼らはこの当時の「ライヒ」の意思決定に参画しており、シュミットの言う低地ドイツまで拡大した「ライヒ」は、事実上、この三〇から四〇名程の帝国等族によって担われていたと考えることができる。さらにこの内の八割近くを選帝侯と諸侯が占めており、「ライヒ」はこれら有力帝国等族の利害を反映しやすい体制の下にあったと言えることができる。また、もう一つ指摘することができる点は、上部ドイツの帝国等族があらゆる身分において低地ドイツの帝国等族よりも帝国議会議会の出席率が良かったことである。「ライヒ」は低地ドイツに拡大したとはいえ、その濃度において差があったと言わざるをえない。

最後に、以上のようなシュミットの考えを参考にしつつ、近世の帝国国制を考察する際に重要となる点を示してみようと思う。

まず、近世の帝国国制は二つの側面を持つことである。第一は「ライヒ」の側面であり、これは帝国等族の自由を保障しつつ、帝国の法および平和を確保する機能を果たしている。帝国議会・帝国クライス・帝国最高法院といった帝国レベルの諸機関がこのような体制の重要なかなめとなっていた。この中でもとりわけ帝国クライスが帝国等族の「ライヒ」への統合を媒介する重要な役割を果たしていた<sup>(33)</sup>。また、シュミットが指摘していたように、このような「ライヒ」は領邦と相互補完的な関係におかれ、「ライヒ」は帝国等族にとつてあくまでも副次的な意義を認められるに過ぎない。第二は、皇帝を頂点とするレーン制団体的な側面である。プレスが強調したように、ここにおいては皇帝の宮廷を中心とした人的ネットワークが重要な意義を持っていた。皇帝の有する帝国の最高封主という地位がこのような関係を可能としており、また同時に皇帝はこの分野における活動においては帝国等族の干渉をはねのけることができた。帝国議会および帝国宮内法院といった帝国機関がこのような体制の中で重要な役割を果たしていたが、同時に、プレスが言うように、このような帝国機関とともに皇帝の宮廷が重要な中心であった。

次に、帝国国制の全体的な見取り図を描くための一つの試みとして、この二つの側面の一五世紀以降の段階モデルを考えてみたいと思う。その際、「ライヒ」の側面に関しては、空間的観点から三期に分け、皇帝の側面に関しては、その帝国内での地位および活動状況から同様に三期に分け、その上で各期の相互の関連について言及したいと思う。

#### 【ライヒの段階モデル】

- 第一期……一四一〇～一五五五年、上部ドイツを中心とした「ライヒ」の凝縮化の段階。
- 第二期……一五五五～一七四〇年、アルプス・バルト海・北海にいたる「ライヒ」の段階。
- 第三期……一七四〇～一八〇六年、西南ドイツを中心とした「ライヒ」の段階。

第一期は帝国改造期にあたり、帝国議会・帝国クライス・帝国最高法院といった帝国諸機関が整備された時期である。<sup>34</sup> P・モローフの言うところの「凝縮化」の段階である。しかしここで凝縮化した「ライヒ」は空間的には上部ドイツを中心としたものであり、宗教改革の進展とともに徐々に低地ドイツへと広がりを見せ始めることになる。第二期はオーストリア継承戦争までの時期に当たり、空間的に低地ドイツまで広がった「ライヒ」の段階である。三〇年戦争にあつても帝国クライスは平和・防衛のために活動しており、<sup>35</sup> 一六四八年ヴェストファーレン条約は、一五五五年帝国執行令の再確認・再保障を内容としていた。<sup>36</sup> 一七世紀後半にはこの一五五五年体制の再構築という基本線の上に、種々の議論が展開されていくが、帝国執行令が制定された一六世紀半ばとの情勢の相違、とりわけフランスの動静が当時の「ライヒ」に大きな影響を与えていた。そんな中一六八一年の帝国軍制を一つの転換点と考えることができる。<sup>37</sup> この帝国クライスを基本単位とした帝国の常備軍構想は、結果的には失敗に終わるが、この帝国軍制を通じて、クライス間に存在する温度差といったものはつきりとしてくることになる。すでに領邦単位で常備軍の組織化が進みつつあつた北ドイツ地域では、クライスを単位とした常備軍構想をもちや受け入れる余地はなかつた一方で、中小領邦が割拠したままの西南ドイツ地域では事情が大きく異なつていた。この頃から「ライヒ」は空間的に徐々に西南ドイツ地域へと縮小していくと考えることができる。さらにプロイセンの台頭がこの傾向に拍車を加えることとなる。第三期はこのように西南ドイツ地域に縮小した「ライヒ」の段階である。フランス、オーストリア、プロイセンという強国の中にあつて、西南ドイツの帝国等族は「ドイツ的自由」を強調し、「純粹のドイツ」と称してその存在の保障を「ライヒ」に求めたのであつた。

## 【皇帝の段階モデル】

第一期……一四一〇～一五五五年、ハプスブルク家の周辺性の確定の段階。

第二期……一五五五～一六七〇年頃、帝国最高封主としての活動の段階。

第三期……一六七〇頃～一八〇六年、レーン関係の強化、皇帝の地位の強化、ハプスブルク帝国化の段階。

第一期は「ライヒ」と同じ帝国改造期にあたる。一四三八年のアルブレヒト二世の国王即位以降、ハプスブルク家の皇帝が続くこととなる。またこの時期、皇帝はドイツを不在にすることが多く、このことが当時の帝国改造の進展に少なからず影響を与えた。また、ハプスブルク家内部で分散していた所領は、フリードリヒ三世の下で徐々にまとめあげられ、その子マクシミリアン一世期には帝国有数の規模となった。しかしその所領は帝国の東方に偏り、カール五世の帝国中核地域への進出も失敗に終わり、ハプスブルク家の帝国周辺性が確定する。シュミットが指摘しているように、このことは今後のドイツの歴史に大きな影響を与えることになる。第二期と第三期はいずれも帝国の最高封主としての一面が目立つ段階であるが、一六七〇年頃に区切りを設けることができるように思われる。この頃を境にして、皇帝の宮廷では明確にレーン関係および皇帝の地位を強調する傾向を見せ始める。第二期では調停や仲介を中心とする活動が目立っていたが、一六七〇年頃より徐々に最高封主としての権限の再活性化が図られるようになる。例えば、当時の「歴史研究」により「ヴォルムス協約が再発見」され、司教選挙における皇帝臨席権および最終決定権が強調されている。<sup>38</sup>この点は皇帝の選挙使節によって体现されることになるが、<sup>39</sup>他にも身分上昇政策、様々な分野での儀式化、その中の皇帝の最高封主の地位の可視的表現の強調にこれら一連の傾向が如実に示されている。この傾向と軌を一にして、ハプスブルク家の所領内の絶対主義化が進行し、いわゆるハプスブルク帝国化していくことと

なる。

このような「ライヒ」と皇帝の段階モデルをその相互の関係という点で考えてみると、第一期においては、皇帝は凝縮化の傾向を示す「ライヒ」から排除される傾向にあつたが、一五五五年以降の段階においては、帝国の最高封主としての役割を期待され、「ライヒ」と密接に関係を持つことが認められていった。そしてこの両者の微妙なまた絶妙な関係のあり方が第二期の特色とすることができ、一六世紀末から三〇年戦争が終わる一七世紀半ば頃の間、宗派間の争いの激化により帝国が機能不全に陥つたことが一般に指摘されているが、この問題も「ライヒ」と皇帝の関係のあり方の問題と不可分に結びついていると考えることができる。機能不全に陥つたのは特に帝国議会であり、その理由は、宗派化の問題による帝国等族間の争いの激化というより、むしろ皇帝に対する不信感の増大にあつたと言ふことができる。すなわちここにおいては「ライヒ」と皇帝との関係のあり方が問題となつたのであり、それゆえに帝国議会という二つの側面に関わる機関が機能不全に陥つたと考えることができるように思われる。帝国クライス・帝国最高法院・帝国代表者会議といった「ライヒ」の側面に属する機関がこの時期に同様な機能不全に陥つていたのかどうか改めて検討する必要がある。

また、このような「ライヒ」と皇帝との関係のあり方という点で興味深い事例が、一七世紀後半の様々な同盟やクライス連合である。自己の力だけでは解決を図れないあるいは対応できないケースに対して、帝国等族はこの当時様々な同盟や連合を結成している。ここで同盟とクライス連合という二つの手段の間にとどのような違いがあるのだろうか。フランスとの関係等複雑な情勢を考慮に入れて個々の事例を検討する必要があるが、全体的な傾向として次のようなことを指摘することができるように思われる。皇帝との何らかの敵対関係あるいはそれに類似するような関係が想定

される場合、帝国等族はクライスではなく同盟という手段を取り、皇帝の後援あるいは皇帝との非敵対的な関係が想定されるようなケースでは、クライスあるいはクライス連合という手段を取ったことである。ここにおいても「ライヒ」と皇帝の微妙な関係のあり方が反映されている。「ライヒ」は決して皇帝と無関係に存立するようなものではなく、皇帝に明確な形で権限を認めていないとしても、皇帝の存在を度外視するようなものではなかった。それ故、皇帝と敵対することが予想されるようなケースではクライスという帝国機関を使わず、いわば非帝国機関である同盟という手段をとったと考えることができる。他方、皇帝も同様に「ライヒ」なしではありえなかつた。当時の対トルコ戦争援助の例を見ても、「ライヒ」との関係がなければ存在し得ない。しかしながらまた、「ライヒ」は皇帝との関係を切つて自らの力だけで存立するという試みに欠けていたわけではなく、皇帝もまたこのような「ライヒ」との関係を保つて新たな体制を作ろうとする試みに欠けていたわけではない。このような試みは幾度か行われたのであるが、結局失敗に終わり、両者の微妙なまた絶妙な関係が保たれたと言ふことができる。

このように「ライヒ」と皇帝との関係を問題にする場合、プレスが指摘した皇帝の宮廷を中心とした人的ネットワークという問題が重要となる。とりわけ帝国代表者会議と帝国クライス会議で顕著であつた代理人出席の問題がこれと密接に関係している。代理人出席の傾向は帝国議會においても指摘することができ、特に一七世紀後半に帝国議會が永久帝国議會化すると、帝国議會もまた代理人・使節會議の様相を呈するようになる。このように帝国レベルの集會が代理人や使節によつて構成されるようになると、いつたい帝国等族はどのような場で互いに接触をとるのであるか。この点においてもプレスが言う皇帝の宮廷の持つ意義が重要視される必要があるように思われる。皇帝の宮廷が皇帝との関係のみならず、帝国等族相互の接点ともなつていたと考えるべきであろう。

前述した帝国国制の二つの側面に関して最後に付言するならば、「ライヒ」の側面はある程度制度化された体制の下にあり、専門的な知識を有する代理人・使節によって運営されることが可能な状態にあった一方、皇帝の側面では人的関係が重要であり、儀式を執り行うことや皇帝と帝国等族あるいはまた帝国等族同士が実際に会うことが重要な意味を持ち続けた。近世の帝国国制はこのような二つの側面がそれぞれに機能するとともに、また互いにその時その時の状況に応じて様々な関係の取り方をしつつ推移していったのである。

註

- (1) 現在のドイツの歴史学界では、一六世紀から一八世紀にいたる時代を「近世」(Frühe Neuzeit)という言葉で表現することが一般的である。この言葉は一九五〇年代に作られた造語であり、当初は「近世の」(frühe Neuzeit, frühneuzeitlich)という形で使用されていた。一九七〇年代になって「近世」が使われ始め、現在においてはそれまで一六世紀から一八世紀を指していた「近代」にとつて替わつてこの「近世」という言葉が用いられている。なお直訳すれば「初期近代」となるが、「近世」という言葉でこれを表現することが現在のわが国においても一般に定着していると思われる。H. Neuhaus, Das Reich in der frühen Neuzeit, München 1997, S. 59f.
- (2) V. Press, Das Römisch-Deutsche Reich. — Ein politisches System in verfassungs- und sozialgeschichtlicher Fragestellung, in: Spezialforschung und "Gesamtgeschichte". Beispiele und Methodentrfragen zur Geschichte der frühen Neuzeit, München, hrsg. v. G. Klingenstein/H. Lutz, 1982, p. の「政治システムとしての帝国」に関しては、わが国では渋谷聡氏によって既に紹介されている。渋谷聡「近世ドイツ帝国の等族制集會」、『西洋史学』第一七二号、一九九四年。
- (3) シュニットの学位論文は、一五・一六世紀の都市会議に関するものであり、教授資格取得論文はヴェツテラウの伯に関するものであった。G. Schmidt, Der Stadtag in der Reichsverfassung. Eine Untersuchung zur korporativen Politik der Freien und Reichsstädte in der ersten Hälfte des 16. Jahrhunderts, Stuttgart 1984; ders., Der Wetterauer Grafenverein: Organisation und Politik einer Reichskorporation zwischen Reformation und Westfälischen Frieden, Marburg 1989. 本稿で紹介する論文は以下の

ものである。G. Schmidt, Integration und Konfessionalisierung. Die Region zwischen Weser und Ems in Deutschland des 16. Jahrhunderts, in: ZHF 21, 1994; ders., Deutschland am Beginn der Neuzeit: Reichs-Staat und Kulturation?, in: Recht und Reich im Zeitalter der Reformation: Festschrift für Horst Rabe, hrsg. v. C. Roll, Frankfurt 1996.これ以外で今回の紹介の直接的な対象とはしなかったが、関連する論文としては以下のものがある。G. Schmidt, Der Westfälische Frieden — eine neue Ordnung für das alte Reich?, in: Der Staat, Beiheft 10, 1993; ders., Die zweite Reformation in der Reichsgrafenschaften. Konfessionwechsel aus Glaubensüberzeugung und aus politischem Kalkül, in: Territorialstaat und Calvinismus, hrsg. v. M. Schaab, Stuttgart 1993; ders., Städtehanse und Reich im 16. und 17. Jahrhundert, in: Niedergang oder Übergang? Zur Spätzeit der Hanse im 16. und 17. Jahrhundert, hrsg. v. A. Grassmann, Köln 1998.

- (4) G. Schmidt, Integration und Konfessionalisierung. Die Region zwischen Weser und Ems in Deutschland des 16. Jahrhunderts, in: ZHF 21, 1994.
- (5) 宗教平和に関しては、永田諒「一五五五年『アウクスブルクの宗教平和』」（『岡山大学教養部紀要』二二号、一九八六年）、同「アウクスブルクの宗教平和』をめぐる諸問題」（『岡山大学教養部紀要』二三・二四号、一九八七／八八年）参照。史料としてはA. Buschmann, Kaiser und Reich: Verfassungsgeschichte des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation vom Beginn des 12. Jahrhunderts bis zum Jahre 1806 in Dokumenten, Baden-Baden, 2. Auf. 1994を用いた。文節数についてもこれに依拠した。なお永田氏はこの論文において、ブランデー編纂の史料を用いて、条文の数もそれに依拠している。ブランデーは第七文節から一二文節を第一条前書き部分とし、全体で一八条構成としている。このブランデーに依拠する永田氏の条文の分け方と前述のブッシュェマンによる帝国最終決定の文節とを対応させてみると、最後の二七および一八条が本来の宗教平和の文節の三〇文節を越えて、第一七条が一二文節、第一八条が三二文節となっている。K. Brandt, Der Augsburger Religionsfriede vom 25. September 1555, Göttingen<sup>2</sup> 1927.
- (6) この三二・三三文節部分が註(5)で指摘したように、宗教平和の部分ではなく、次の帝国執行令の部分に相応する。ここでは一応、永田氏の研究に依拠して宗教平和の部分として扱うこととする。
- (7) 執行令に関しても前述のブッシュェマンの史料を用いた。執行令に関しては、拙著『近世ドイツ国制史研究』北海道文学図書刊行会、一九九五年、一六六～一九九頁参照。



- (8) G. Schmidt, Integration und Kofessionalisierung, S. 18f. またこのクライスの執行軍に関して A. Schneider, Der Niederrheinisch-Westfälische Kreis im 16. Jahrhundert, Düsseldorf 1985, S. 90-103 参照。
- (9) G. Schmidt, Deutschland am Beginn der Neuzeit: Reichs-Statut und Kulturnation? in: Recht und Reich im Zeitalter der Reformation: Festschrift für Horst Rabe, hrsg. v. C. Röll, Frankfurt 1996.
- (10) G. Schmidt, Deutschland am Beginn der Neuzeit, S. 17.
- (11) G. Schmidt, Deutschland am Beginn der Neuzeit, S. 18.
- (12) 帝国国帳に關しては、拙著『近世ドイツ国制史研究』、八六〜九八頁参照。史料としては Quellen zum Verfassungsorganismus des Heiligen Römischen Reiches Deutscher Nation 1495-1806, hrsg. v. H. H. Hofmann, Darmstadt 1976 を利用した。この数字はあくまでも帝国レベルの会議の出席状況を把握するために整理した数字である。例えば、選帝侯はこの当時国王選挙以外の帝国レベルの会議への出席を免除されていたキーン王を除外して六名としている。
- (13) 帝国議會は一五世紀末より三部會制(選帝侯・諸侯・帝國都市)をとり、選帝侯部会および諸侯部会の部会審議中心に議事が進行した。一六世紀前半には部会の枠を超えた委員會制がとられるようになるが、この部會制に代って替わるものとはならなかった。R. Auling, Das Bild des Reichstages im 16. Jahrhundert. Beiträge zu einer typologischen Analyse schriftlicher und bildlicher Quellen, Göttingen 1980. 石田光義「身分制議會としての帝國議會」(『早稲田大学政治経済学雑誌』三二六号、一九九三年)、渋谷聡『近世ドイツ帝國議會の席次規定と國制構造』(『神戸大学史学年報』第一三三号、一九九八年)、拙著『近世ドイツ國制史研究』二一七〜二六三頁。
- (14) 上部ドイツと低地ドイツの區別は、今回は便宜上、クライスによって分けた。上部ドイツのクライスとして、オーバーライン・シュヴァーベン・バイエルン・フランケン・オーストリア・クールライン、低地ドイツのクライスとしてはオーバーザクセン・ニーダーザクセン・ヴェストフアーレン・ブルグントとした。また、選帝侯はこの区分から除外している。
- (15) R. Auling, Das Bild des Reichstages im 16. Jahrhundert. Beiträge zu einer typologischen Analyse schriftlicher und bildlicher Quellen, Göttingen 1980, S. 358-374. この二一から八二二年の期間にはこの他に二五二二〜二三年と四六年の二回があるが、アウリウガーが史料上の問題からこの出席者を確定していない。八二年以降では九四年と九七〜九八年に帝國議會が開催されており、二五二二

年以降の一六世紀の帝国議会の開催数としては二八回となる。またアウリンガーは、出席を本人出席と代理人出席とに区別している。この区別は後述するように重要な意味を持つのであるが、表Ⅰにおいては両者を合わせた数字を出している。

(16) 低地ドイツの聖界諸侯が第三期に下がったのは、おそらく統計の取り方の問題で、世俗化により分母数が減少したことを考慮してないためと思われる。

(17) シュマルカルデン同盟は周知のように、一五三一年二月にシュマルカルデンにおいて結成されたのであるが、結成時の参加者は一八名で、低地ドイツの福音派諸侯、伯および都市と上部ドイツの福音派都市であった。その後三二名の新規加入があり、全体としては四九名の参加者だったと考えることができる。この四九名の参加者の中には帝国議会に出席する資格を有していない者も含まれており、表Ⅲはこの四九名のうちの帝国議会出席資格を有しかつ出席に関するデータのある二六名をまとめたものである。シュマルカルデン同盟に関しては次の文献を参照した。石引正志「シュマルカルデン同盟の成立について」、『青山学院女子短期大学紀要』第三〇輯（一九七六年）。E. Fabian, Die Entstehung des schmalkaldischen Bundes und seiner Verfassung 1524/29-1531/35, Tübingen 1962; Die Beschlüsse der oberdeutschen schmalkaldischen Städtetage, 3 Teile, hrsg. v. E. Fabian, Tübingen 1959/60.

(18) 選帝侯、上部ドイツ俗界諸侯および低地ドイツ帝国都市はいずれもサンプル数が一名であり、表Ⅱとの比較には適当な数字ではない。

(19) 同盟会議が帝国議会にあわせて開催されていたとするシュミットの見解について、同盟会議の開催状況を現在まだその一部しか確認できていない。他日を期したい。

(20) 表Ⅳから表Ⅶは、ノイハウスが作成した表もとにして作成されている。H. Neuhans, Reichsständische Repräsentationsformen im 16. Jahrhundert, Berlin 1982, S. 554-561.

(21) 帝国代表者会議の研究としては、註(20)のノイハウスの研究以外には、以下のものがある。Der Reichsdeputationsstag zu Worms 1586, bearb. v. T. Froschl, Göttingen 1994; M. Schnettger, Der Reichsdeputationsstag 1655-1663, Münster 1996.

(22) 六五条がこれに該当する。なお執行令の内容に関する記述に際しては「条」を用いるが、その番号は前述のブッシュマンの史料集に依拠している。なお前述の宗教平和の記述においてはフランディおよび永田氏の条数との混乱を避けるために「文節」を用いた。A. Buschmann, Kaiser und Reich, S. 246.

近世ドイツ帝国国制に関する一考察

- (23) 一五五五年帝国執行令では、構成員の名前が具体的に記され、その個人に出席資格を与えられたと理解することも可能であったが、一五五九年アウクスブルク帝国議会は、五五年に資格を与えられた者の身分にその資格を固定した。Neue und vollständigere Sammlung der Reichs-Abschiede, 2 Bde. hrsg. v. J.J. Schmanns/H. Christian v. Senckenberg, Frankfurt 1747, Nachdruck, Osnabrück 1967, III, 50, S. 170f. また一五七〇年シュバイアー帝国議会での四名の追加の理由は、構成員を有していなかったニクライスは新たに割り当てることになったが、表Ⅳ―Bから分かるように、オーバーザクセンとシュヴァーベン・クライスからも各一名追加している。Der Reichstag zu Speyer 1570, bearb. v. M. Lanzinner, Göttingen 1988, T. 2, §20, S. 1213f.
- (24) 帝国執行令(六五―六八条)によれば、帝国代表者会議の任務は、五個のクライスの相互協力に対処できない規模の事件への対応を協議することである。A. Buschmann, Kaiser und Reich, S. 246f.
- (25) 帝国議会の儀式、交流の場としての重要性については、以下の文献参照。A.P. Luttenberger, Reichspolitik und Reichstag unter Karl V.: Formen zentralen politischen Handelns, in: Aus der Arbeit an den Reichstagen unter Kaiser Karl V., hrsg. v. H. Lutz, Göttingen 1986; B. Stollberg-Rilinger, Zeremoniell als politisches Verfahren. Rangordnung und Rangstreit als Strukturmerkmale des frühneuzeitliche Forschung, in: ZHF Beiheft 19, 1997.
- (26) 一五二一年のヴォルムス帝国議会で作成された帝国台帳は、最初から様々な問題を抱えており、その修正の必要性は作成直後から帝国等族の間で認識されていた。台帳および修正問題に関しては、拙著『近世ドイツ国制史研究』七三頁以下参照。
- (27) 一五六七年にグルンバッハに対する帝国執行軍が組織され、同年四月のグルンバッハの死によって完了した。この執行費用に関してこの後一五七〇年帝国議会まで採めることとなる。拙著『近世ドイツ国制史研究』二〇四頁以下参照。
- (28) 八月一日に予定された帝国クライス会議は、クライス長官と補佐官あるいはその代理人でこの件に精通している顧問官が集まって、執行費用についての協議を行うとされている。RA III, §53-58, S. 257f.
- (29) クライス内部の組織については、拙著『近世ドイツ国制史研究』一九五―一九九頁参照。各クライスの公示事項担当の諸侯は時代により若干の相違が見られるが、一六世紀後半においては以下の通り。ケールライン・クライスはマインツ大司教(俗界の公示事項担当諸侯はなし)、オーバーザクセン・クライスはザクセン大公(聖界の公示事項担当諸侯はなし)、フランケン・クライスはバンベルク司教とブランドンブルク辺境伯、バイエルン・クライスはザルツブルク大司教とバイエルン大公、シュヴァーベン・クライスはコンス

タンツ司教とヴェルテンベルク大公、オーバーライン・クライスはヴォルムス司教とファルツ宮中伯、ヴェストファーレン・クライスはミュンスター司教とユーリッヒ大公、ニーダーザクセン・クライスはマグデブルク大司教とブラウンシュヴァイク大公。

(30) 本文中にもあるように、六七年の一般帝国クライス会議は他の帝国台帳修正クライス会議とは性格も異なり、本来別に扱うべき会議ではあるが、本稿では出席者という観点で整理する関係上、同じ表の中でまとめた。

(31) 帝国代表者会議では、オーストリア大公とブルグントとしてハプスブルク家から二名の出席が認められていた一方で、帝国クライス会議では、オーストリア・クライスからも一五六七年の一般帝国クライス会議を除いて出席者がおらず、帝国台帳修正クラス会議の出席者の中にハプスブルク家が存在していない。

(32) 帝国代表者会議および帝国クライス会議に出席しない帝国等族で、表II第三期の帝国議会皆勤者は四六名で、身分別に整理すると以下の通り。聖界諸侯三、俗界諸侯一、高位聖職者一四、伯・ヘル九、帝国都市一九。ここでは非諸侯の比率が高く、帝国代表者会議および帝国クライス会議出席者が選帝侯・諸侯にかなり偏っていたことを窺い知ることができる。

(33) シュミットはクライスを「ヘゲモニーシステム」、「ヘゲモニー団体」などと呼び、クライスが「ライヒ」において果たしていた役割を重要視している。G. Schmidt, *Integration und Konfessionalisierung*, bes. S. 35f.

(34) 帝国改造 (Reichsreform) は、近年では一般に、一四一〇年のシギスムントの即位の年から帝国執行令が制定された一五五五年までの期間に行われた様々な国制改革を指す。この中で、帝国議会の整備、帝国クライスや帝国最高法院の創設等が実現した。帝国改造の概要に関しては、拙著『近世ドイツ国制史研究』四二〜四六頁参照。

(35) 二〇年戦争中の帝国クライスに関しては、F. Magen, *Die Reichskreise in der Epoche des Dreißigjährigen Krieges*, in: ZHF 9, 1982 参照。

(36) G. Schmidt, *Der Westfälische Frieden — eine neue Ordnung für das alte Reich?*, in: *Der Staat, Beiheft 10*, 1993; K. Reppen, *Der Westfälische Friede — Ereignis und Erinnerung*, in: HZ 267, 1998.

(37) 帝国軍制の内容および研究史については、求馬久美子「一六八一—一八二二年『帝国軍制』について——一七世紀後半のドイツにおける帝国防衛体制——」(『西洋史論集』第一号、一九九八年) 参照。

(38) 一六八八年のケルン大司教の選挙の際に、ヴォルムス協約が引き合いに出され、候補者決定に対する皇帝の権利が強調されている。

近世ドイツ帝国国制に関する一考察

この当時国法学者たちによってヴォルムス協約が再受容され、一八世紀にはJ・J・モーザーがヴォルムス協約の有効性を再確認し、選挙使節の派遣やレガリマの授与等に関する皇帝の権利を認めようとする。H. E. Fein, Die Besetzung der Reichsbisümer vom Westfälischen Frieden bis zur Säkularisation 1648-1803, Stuttgart 1905, S. 153ff.

(39) 司教選挙への皇帝の使節の派遣は一六世紀初頭から確認することができる。しかしながら全ての司教選挙に皇帝使節が派遣されたわけではない。一八世紀にいたるまでは通常は帝国宮内法院のメンバーが二〜三名派遣された。一八世紀以降はクライスに派遣されていた常駐の皇帝使節が管轄内の司教選挙に皇帝使節として任じられるケースが一般的となる。さらに一七世紀の末頃から、この皇帝の選挙使節を皇帝の代理人として待遇することを皇帝サイドが強く求め始め、皇帝使節を迎える儀式が盛大に執り行われるようになってきた。H. E. Feine, Die Besetzung der Reichsbisümer vom Westfälischen Frieden bis zur Säkularisation 1648-1803, S. 92ff. またG・ノリントはマントルンブルクとバンレウの皇帝の選挙使節を詳細に検討している。G. Christ, Kaiserliche Wahlgesandte im Hochstift Würzburg. Eine vergleichende Betrachtung einer Institution des alten Reiches, in: WDGB 37/38, 1975; ders., Kaiserliche Wahlgesandte im Bamberg, in: Historischer Verein Bamberg 116, 1980.